

関東大震災と保険金騒動 (13)

— 田と各務の辞任 —

Fire Insurance Troubles after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

大正12年12月第47回帝国議会が開会し、火保問題は終結を迎えたかのように見えた。しかし、火保法案は多大の批判を浴び、議会で握り潰しの運命に遭い、担当大臣田健治郎は辞任した。さらに、大日本火災保険協会会長各務謙吉が辞任し、のみならず東京海上が単独一割支払を企て、業界に大きな衝撃を与えた。

キーワード：火保法案 田健治郎 各務謙吉

I. 序論

大正12年12月5日の閣議において「保険会社ニ対スル貸付金ニ関スル法律案」が了承された。12月11日には第47臨時帝国議会が開会した。この議会では緊急勅令の事後承諾、帝都復興案とともに火保法案が審議された。火保法案は全文7ヶ条にすぎなかったが、多額の資金の貸借が絡み、商法の原則を歪める条文さえ含まれた。火保法案は12月13、14両日に衆議院本会議に上程されたのち12月15日から22日に至るまで特別委員会において審議された。22日に委員会では審議中止に決し、翌12月23日の本会議で「握り潰し」(審議未了)となった。その前日の午後、火保委員会後に田農相は山本首相に辞表を提出した。

さらに、火保問題の業界取り纏めに奔走していた大日本連合火災保険協会々長の各務謙吉も田農相の後を追って辞表を提出し、のみならず東京海上の見舞金単独支払説が浮上してきた。そのために火災保険業界は恐慌に陥り、混乱のうちに大正12年を終わろうとしていた。

しかし、12月27日に起きた「虎の門事件」によって山本内閣は12月29日に総辞職に追い込まれた。それと共に、4ヶ月にわたる火保問題の第一幕が降りた。この問題は、大正13年の新年とともに新たな幕開けを迎えることになった。

本稿では、大正12年12月下旬における田農相の辞任劇をめぐるさまざまな局面や意味付けを、当時の報道を素材にして追究する。その過程で関東大震災後の保険金騒動の意義が明らかになる。

以下の引用では、◇は判読不能の箇所を指し、傍点は特に断らない限り引用者による。[]内は筆者による補足である。句読点や仮名遣いはでき得る限り原文に忠実であるように勉めた。巻末に、本稿関連の日程表を掲載してある。

Ⅱ. 田健治郎の辞任

1. 12月22日

火保委員会

火保法案の見通しが悪くなると、田農相は八方奔走し、政友会にも野田卯太郎総務を通じて働きかけた¹⁾。しかし、形勢は覆らず、「田男〔爵〕の懇望及野田総務の斡旋は全く水泡に帰した」〔『読売』12.12.22〕。12月22日午前10時、政友会は院内控室で幹部と所属火保委員との打合せを開き、21日夜の最高幹部会の決定事項、すなわち火保法案は「之を社会政策的に改作修正する意味に於て今期議会は審議未了とし更に政府をして通常議会に適當法案を提出せしむるに決した」ことを報告し、続いて開かれた代議士会において廣岡火保委員長が特別委員会の経過や政友会幹部との交渉顛末を詳細に報告した〔『読売』12.12.23〕。

12月22日午後1時30分「火保貸付法案及火保貸付資金公債法案委員会」が開会した〔以下『大阪毎日』12.12.23〕。二案を一括議題として討議に入る旨を委員長が宣すると、予定通り政友会熊谷直太が起ち、「本案は最早審議を進める必要なきものと思ふ」との動議を提出した²⁾。

これに対し革新倶楽部植原悦二郎は「この非常の場合敏速なる事が必要で其の結果多少欠陥のある事は已むを得ない法理上のみを以て之を律するは不可で社会政策上よりすれば多少の欠陥は忍び本案を通過せしむるは最も親切な処置である、政友会が本案を不可とすれば何故之に代はるべき対案を示さないか」と反対意見を述べ、憲政会頼母木桂吉も「修正意見を見ず之を葬り去る事はならぬ」との意見を表明した。

田農相は特に発言を求め二点を指摘した。「本案は練りに練った」もので政府として唯一無二の「名案」であり、それ故「通常議会に於て更に御審議を願ふやうな事は私として考へて居らない」と³⁾。

しかし、議事は覆らず、「採決を起立に問ひ多数にて審議中止に決し」た。2時55分火保委員会は閉会した。

辞表提出

22日午前中、火保委員会に先立って田農相は山本首相を官邸に訪ね、火保法案が握り潰されれば「潔く挂冠すべき」決意を伝えた⁴⁾〔『東京朝日』12.12.23〕。午後、審議未了に終わると田農相は辞表を山本首相に手渡した。夕刻、首相は改めて農相と会見し「一蓮托生主義」に立って慰撫した。「一蓮托生主義」とは12月18日夜の閣議において諒承した内閣の「隠忍自重」の方針を指

した。『国民』[12.12.23]によると、苦境に陥った政府が総辞職か解散か忍従かのいずれかに決せねばならぬことになった時、山本首相の「熱説」に各閣僚は「異存なく服従した」。

「現内閣は非常の秋に遭遇して成立したのみならず摂政殿下より下し給はれる御沙汰中にも其内閣は非常の決意を以て凡ての立て直しを断行すべき旨を御聴しになられた、さて帝都復興の大業は現内閣の下に遂行せねばならぬ事になったがこれの遂行には幾多の忍び難き難関がある事と想像していたのである而して臨時議会の形勢は既に斯くの如く最も政府に不利に展開して来たがこの形勢の不利に対しては飽くまでも忍従せねばならぬ」。

実際、この議会において審議された復興案では大幅な譲歩を余儀なくされていた。後に見るように、内閣および後藤内相の弱腰が厳しく批判された。それでも後藤内相は隠忍自重という内閣の方針に従った。そのことを山本首相は田農相に説いたのである。

しかし、首相の説得にも拘らず農相には辞意を翻す色は見られなかった。午後7時半、善後策を講ずるために首相官邸で臨時閣議が開かれた。農相は火保問題について内閣の連帯責任を否定し、農商務省の単独責任であることを指摘した上で、「主管大臣として一日も其の席に晏如たる能はず」とあらためて辞意を表明し、8時半に単独「閣議の席を退き」農相官邸に引き揚げた。首相以下各大臣は居残って善後策を審議する一方、岡野文相を農相官邸に派遣することを決め、閣議は10時20分に散会した〔『東京朝日』12.12.23〕。閣議を中座した岡野文相は「自動車を飛ばして富士見町官邸に田農相を訪い首相の意を伝達して百方留任に努め」た。しかし、約1時間半にわたる懇談も「遂に農相の決意を翻す能はず」、11時、岡野大臣は空しく自邸に引取った〔『読売』12.12.23〕。

翌23日、田農相は官邸に首相を訪問し、1時間にわたって会談した。このときの山本・田会談の中身が報じられている〔『萬朝報』12.12.24〕。

「山本首相 火保問題は不幸にして政友会の為めに握り潰しに終り、誠に遺憾千万である、されど其の責は一に政友会に在りとするも、政府としては本問題を解決すべき責任は依然として継続して居る訳であるから、罪を政友会に帰し、政府が晏如たる事は固より之れを許さぬ、故に一度計画を樹てた事であるから是非共之れを貫徹せねばならぬ、政府は既に此の決意を定めて居る、農相とても必ずや之れを諒とせられた事であらうと思う、政府はもちろん臨時議会において握りつぶされたる以上、更に通常議会において最善の努力を尽すべきが当然の事と信ずる、政府が此問題に努力せず、ここにこれを放棄するが如き事あつては、政治上経済上社会政策上並に訴訟関係においても非常なる紛糾混乱を来すべきは予想に難からざる所である、殊に政府はさきの閣議において、臨時議会はあくまでも隠忍自重し、更に適當の機会において素志の貫徹に努力し以て最後の場合に際会する時は、その時こそ一蓮托生に依って総辞職の拳に出づる事に意見の一致を見その決議迄もして居る事は農相においても十分御承知の事と思う、仮例今日の場合と雖も、その申合せ並に決議を破棄するの必要ありとは信じられぬ、即ち此の場

合辞意を翻し、同僚と共に自分を援助せられ、以て山本内閣の真使命を果させられん事を切望する

田農相 首相の苦衷は十分之れを諒とするも、自分の決心は…今日に始まった事ではない、のみならず今回の挙措は政治家として当然採るべき所の帰決であり、火保問題に関する責任の外、衷心何等他意あるに非らざれば、辞意を翻す事は到底不可能の事である、首相においても余の意を諒とせられ辞職を容認して貰いたい。

閣内不一致？

田農相は辞表を提出する際に「震災以来閣員同一の歩調を以て此の難局に処する上は固より幾多の困難あるを覚悟し居るも…今日斯くの如き始末となった事は遺憾此上なく不肖当局大臣たる責任上到底此儘にして其職に居る能はず依て辞表を呈して骸骨を乞ふ次第である」と述べた〔『読売』12.12.23〕。「骸骨を乞ふ」は「史記」にある言葉で、「<仕官して捧げたわが身の残骸を乞うける意>主君に辞職をねがう」意味である〔『広辞苑』〕。同じ発言は『国民』[12.12.23]によれば「去る18日の申合せによりて自己は飽まで該申合せを尊重し死生を俱にする筈なりしも事茲に至りては全く詮無し甚だ不本意ながら遂に辞意を決するに至りたる次第なり」。閣内で同一歩調が取られず死生を俱に出来ない以上、単独責任を負う外ないというのである。実際、『読売』[12.12.23]は、田農相の辞意は「閣僚の冷淡から」起こったと報じた。

「農相が先般来被保険者と保険会社乃至保険会社と議会との間に板挟みとなり百方其の通過に努力したにも拘らず他閣僚が案外冷淡にして多く顧みる所なく此の重大問題を成行に一任したるやの感あるに対し甚だしく不満の念を抱いて居た結果であって山本内閣の不統一が茲に其の一端を曝露したとも見られる」。

一方、田退去後の閣議では「農相の辞意を翻へすべく勸説すべし」と唱える者と「此際農相の辞意強固にして到底翻へすべくもあらざれば此儘農相の自由意思に一任して挂冠を断行せしむべし」と唱える者との両説が出た〔『読売』12.12.23〕。辞任容認派は、田と後藤の不和の解消によって却って事態が好転することを期待した。『大毎』[12.12.23]は次のように指摘した。

「農相の辞職は後藤内相の立場を少しでも有利に展開せしむることになる、従って組閣以来現内閣の一大欠点であると自された後藤対田の反目嫉視も全然なくなるであらうし山本首相の統御如何によっては今後却って閣内を円満に纏めて行くことが出来るかも知れない、此意味に於て田農相辞職は転禍為福を招来するであらう（東京電話）」。

田の辞職に関する「とりどりの観測」という記事の中に「革新会某氏談」がある〔『東朝』12.12.24⁵⁾〕。「田農相の辞職かい、恰度義齒が抜けたやうなものだ、何れは脱ける運命にあったのだ。『萬朝報』[12.12.24]は田農相の人物評から入閣後の人間関係までを含めて「田農相の辞職は…山本内閣に入閣当時より、早晩今日の事あるを免れぬ事情にあった」と述べた。

「山本伯が大命を奉じて組閣に従事した当時、田男は未だ山本伯より入閣を勧告せられざるに先だつて自ら入閣しても宜しき旨を口外し、その態度いささか軽そつなものがあつたに加え、入閣後も閣僚の何人とも親しまず、却つて後藤内相とあつれきを事としたのは、世間公知の事実である、現内閣は綱紀肅正、普選断行を標榜し、この内閣に田男の晏如として居るのはむしろ一種の奇観とせられて居た、田男は台湾総督として在任中幾多の非難を買い、常にその身邊には暗影が伴ふて居た、また普選問題に就ても男は内心それに反対し…いよいよこれが閣議の確定議となる際、如何なる態度に出づるかは心ある者の等しく疑問として居た所である、かような次第で現内閣が標榜する政策を実行せんとする場合、田男の窮境に陥るべき運命にあつたので男は火保問題の不成立を機会に断然内閣を走らんとしたものである、即ち農相今回の辞表提出はその行末を見越してのことであると称されて居る」。

政友会の陰謀？

『大阪毎日』[12.12.23]は「農相は従来所謂政友系大臣」であり、辞任は政友会のある一派が倒閣を狙って仕掛けたと指摘した。

「憲政会某総務談」は政友会とつるんだ田の「自己本位の展開作」であるとみた。「田農相の辞職は性格並に立場から見ると野心満々たる人であるから到底此儘政界を引退するものとは思はれない…此内閣と運命を共にする事は農相自身の政治的将来が却て行詰まる訳になる惧れがある、然るに今日辞職すれば現内閣との因縁も絶たれるのみならず政友会全体とは諒解がないにせよ某々有力者とは常に連絡を取っているから更に之等の諸氏と策応して政治的将来の展開に努め政友会一部も之を利用して何等かの姦策に出るかも知れない」[『東京朝日』12.12.24]。

政友会陰謀説を『東京朝日』[12.12.24]が「農相辞職に絡はる倒閣運動の黒い手・審議会の波瀾も火保の紛糾も要するに策士連筋書中の一齣」と題して書いている。田辞任の報が一週間も前から「一部消息通に洩れ伝はわつて居た」ことや「田農相と公私とも親善関係にあつた政友会の横田千之助氏が火保案に対しては飽迄反対を表示した事…が政友会内部に於てすら一種の謎」と見られたなど、「田農相の辞職を観ると何等か裏面に糸をあやつれる者あるかを思はしむるものがある」。政友会には倒閣や連立などさまざまな筋書きがあり、「田農相の辞職も右筋書の一節なりと某消息通は観て居る」。

これに対して横田千之助は「田農相辞職理由は…責任感より生じたもので其間政略的意味が存在して居るとは思はれない」と否定した[『東京朝日』12.12.24]。

「政府方面にはその裏面に政友会と脈絡があり、殊に我輩と通謀している様に宣伝するものがあるさうだが政治を解せざるの甚だしきものである…仄聞する所に依れば過日復興予算が衆議院で修正されたる際他の閣僚が後藤内相に対して『是でやり得るか』と訊した時後藤内相は『やり得る』と言明した為め閣議の要無しとして解散も辞職も断行しなかつたとのことである、然

るに田農相は主務大臣として『やり得ない』と考へて桂冠を決意したもので責任感が違ふ訳であらう、其裏面に政友会があり殊に我輩が関係して居ると云ふが如きは迷惑至極で僻見か又は為めにする宣伝である」。

一方、『読売』[12.12.24]は、握り潰しの原因は「野田横田氏等に対する会内の反感から」生じたと報じた。政友会において火保案の形勢が悪くなると田は「野田横田元田氏等を介して大勢の挽回に努め前記諸氏亦農相の陳情を諒として種々斡旋したにも拘らず多数意見は愈々一方に偏し其の結果今日の成行を呈するに至ったので一部では政友会の此の成行を以て野田横田に対する反感の産物なりとし寧ろ個人的には農相の立場に同情を表する者も少くない有様である」。

田は岡野に対して握り潰しは「なぶり殺し」だと政友会への不満を洩らした[『国民』12.12.23]。火保案は「練りに練った案にして政府としては唯一無二の絶対案」であるにも拘わらず、政友会が「斯の如きの態度を表明したるものなる以上何人が農相の地位にありても予と同程度の態度を執らざるべからざるや明らけし予は此案を以て委員会に臨むに方りこの案が万一握り潰しに会はば被保険者は言ふべからざる困難に陥りその極人心悪化して如何なる椿事の勃発を見るやも測り難し予は到底晏如として斯の如き形勢の展開を黙視する能はずと做せり然るに不幸にも委員会の形勢は遂に予の推測どほりに落着したる以上予は予の責任上到底現職に留まり難しこれ以上お引止め下さるは決して予の意志にはあらず」。

上のように見てくると、政友会と田の関係、さらには政友会の火保法案への関与などなかなか複雑なところがあったらしい⁶⁾。なにやら権謀術策蠢く魑魅魍魎の館といった、おどろおどろしさが感じられないでもない。しかし、大正政治史に疎い筆者には今のところ説明の仕様がな。ただ、火保法案がその当時いわれていたように、政治の狭間で弄ばれたことはどうやら確かであった。政友会の反対理由の一つは、罹災民全般に配慮したものでなく、被保険者間でも小口に配慮していないという意味で非社会政策的ということであったが、前者は筋違い、後者は実行困難であり、政友会自体、代案を提案できず、用意しなかったことから、反対のための口実に過ぎなかったことが明らかである。政治の玩弄物であったという所以である。

2. 12月23日

衆院本会議⁷⁾

12月23日午後1時25分衆院本会議が開かれた。この日は「議場惰気満々議席も傍聴席も空席夥しく眼に着いた⁸⁾。広岡火保委員長が登壇し「握り潰した訳」を説明し、責めを憲政会に帰した。その後は「喧嘩腰」の野次が飛び交い、「議事進行でない、議事の妨害だ、売名だ」と騒ぎ立て議場騒然となった[『東京朝日』12.12.24]。火保委員会の審議打切りに疑義が出され、議長への報告の有無が問題視され、政友会の不当な態度が非難された。憲政会作間耕逸は「政友会は此案が不完全なれば何故に完全な案を立て多数罹災民の窮状を救ふの途を講じないか…政友会諸君

が纏った意見なく横暴にも不法にも此重大なる時機に重要な議案を有耶無耶の間に葬ったのは遺憾千万」と論じた。結局、動議により「討論を終結し採決の結果委員長の報告を可とするもの多数で委員会の取った態度を是認するに決定」した。本会議は各種議案の処理を終えたのち、三木武吉に火保問題に対する緊急質問が許され、山本首相は「原稿を朗読して簡単に答え」た。

「三木武吉 山本首相は大震火災の結果保険会社と罹災被保険者との間に紛争の起るべきを察しこれを解決する為め今期議会に保険会社貸付案及これに関する予算を提出された即ち罹災者に会社から一割の見舞金を支出せしめんとしたのであるその政策の善悪は別として罹災者は政府が既に議会にまで提案した以上は必ず実現するとのみ考え罹災者はこれによって種々の計画を立てた中には保険証券を抵当として金を融通しているものありまた保険会社の中には内々払出をしたものもあるしかるに昨日の火災委員会に於ては審議を中止し本会議でも今日審議を中止する事となったこの結果会社も被保険者も非常に困った今や罹災者は非常に窮境に陥って居る政府は折角かかる案を提案したるに多数党の政友会がにぎり潰すは甚だ惨酷だとの説もある政友会は別に提案するとはいつて居るが私はこの場合政府の方針を聞きたい新聞の伝える処によれば主務大臣は辞表を提出したということである而もこの問題は農相の辞職によって解決されるものでない政府はこの案が否決されてはこの外に案がないといったとの事であるが然らば今後罹災者に対して何等の救済策を講ぜないのである若し講ずるならば通常議会に提案するか」。

山本首相 火災保険問題については政府は研究に研究を重ねいわゆる犠牲的精神を以て長い間会社と交渉を重ねて来て漸く円満なる解決案を得たので議会に提案したのであるが審議未了に終ったのは誠に遺憾とする処である善後の方策については篤と調査を遂げて成案を得たいと思うよって今茲に方策を言明する事は出来ない」。

これをもって臨時議会の全日程が終了した。「震災の後を善くするため開かれたる臨時議会は本日をもって閉会いたします」と議長の挨拶があり、17時40分衆院本会議は13日にわたる会期を終えた。ここに火保法案は最終的に葬り去られたのである。

議会における山本内閣

臨時議会における山本内閣には様々な論評が加えられた。『大阪朝日』[12.12.24]は拙劣を批判した。「約四箇月の不相当なる熟慮の末、自信を以て提出せられた筈である復興費予算は前後二回に互って修正削減せられて極めて不完全、帝都百年の計を慮らざるものと化し、非常時の非常法として焼失区域の土地区画整理を強行せんとしたる復興計画法亦実行力を伴はざる空文に等しきものと為り、現政府が以て唯一の社会政策的法案なるかの如く信じて極力其通過を望んで居った火災保険会社貸付法案は審議未了握り潰しの悲運に遭ひ、詔勅の所期し給ふ所は斯くの如き機関を以てせずば実行し難しとて創設した復興院は事務費全部を削除せられて自然消滅せざるべから

ざる運命に立至った」。

『大阪毎日』[12.12.24]は「一種の政治的茶番」と見た。「政府の〔復興〕計画は議会のために全然破壊されたものといふべく、政府としても面目威信共に一空に帰したといはねばならぬ。しかも政府は之に対して策の出づる処を知らず、田農相の辞表を提出せる外、そのまま政局の衝に当らんとして居る」。平時であれば議会に多数を持たない内閣が劣勢に陥るのは止むを得ない。しかし、「超然主義を標榜して起った山本内閣が一縷の望を◇せられたのは、時が非常時であり、之に加ふるに多数党の横暴に対する極度の国民的反感が存したからである。故に山本内閣にして、其形を超然となすもその心を立憲的にしたならば、恐らく今日の如き窮状に陥らなかつたであらう」。しかし、山本内閣の姿勢はときに「傲然」ときに「卑屈」に出るなど一貫せず、「その出処進退に毫も一貫せる意氣と所信とを有する形跡を認むることが出来なかつた」。特に問題視されたのは対策の遅れであった。

「臨時議会開会の如きも、世論はその一日も早からんことを要求せるに係らず、荏苒時日を遷延し、終に通常議会開会期に迫って僅かに十余日の期間を之に当てたる如き、民意を軽視するも甚しい。政府自身は復興計画が手間取つたと称して居るが、事実においてはことさらに臨時議事を許さるる最後の時間まで遷延し、会期の短少、時日の切迫を口実にし、一気に政府案を通過せしめんとしたに外ならないと考へられる」。

今問題になっている議会は第47臨時議会であり、12月15日から23日までの会期であった。第48通常議会は12月27日に開院された。虎の門事件はその開院式に向う途中の摂政宮のお召し自動車が狙撃されたものである。政友会が火保法案を通常議会に再度上程すればよいといったのは、この二つの議会の近接を見越してのことであり、一方、対応策の調整に手間取りながら時間の切迫を口実に不完全な法案を通過させようとしたと世論は批判した。さて、続けていわく。

「是れ国民の好意を背景としなければならぬ現政府の取れる策としては、余りに議事を蔑視し延いて国民を愚にせるものといはねばならぬ。既に吾等の指摘した如く、復興予算の修正に対する山本首相の無抵抗屈従の如き、若し之を説明し得る事情ありとすれば、それは時間の切迫せることを憂へたといふ外にないであらう。又火保案の如きも、時日があれば審議未了の口実を賦せられることなく、必ず解決点を見出したであらうことは、政友会自身次期の議会に対案提出を要求せるに見ても明である。議事を邪魔者扱ひにし、出来るだけその開会を遷延せんとする如きは、旧式なる官僚政治家の為す処で、苟くも国民を味方にせんとする政治家の為すべきことではない」。

『読売』[12.12.25]は「臨時議会の成績」を示した。政府の成績としては予算不成立を免れただけで、この議会の二大目的である火保案は握り潰されて零敗し、復興予算は衆議院では大修正を加えられ、貴族院では弾劾にも等しい決議をつきつけられて通過させて貰っただけである。それ故「5分の成功とも申し難く、鼻屑目に見ても2分5厘位の成功に過ぎず、之を火保案の零敗

と合せて平均すれば僅かに1分2厘5毛位の成功と見る外はない」。なぜ、こうした不成績に終わったのか。議を開くのが遅れ、それにも拘らず不完全な案を立て、しかも修正に次ぐ修正に甘んじたからである。「仮令政府案が最善にあらずとするも之を政友会の修正案に比し尚優ると信ずるならば其の点を力説して最後まで奮闘すべきである。是れ政府当然の措置なるのみならず又国民に対する政府当然の義務である。然るに政府が斯かる当然の事も顧みず一も二もなく屈従を急いだのは何たる醜態であろう」。一方、議者とくに政友会の不当を難じ火保案否決に及ぶ。

「更に火災保険貸付法案に至っては固より最善の案にあらずとするも極めて面倒なる問題を兎に角彼処まで纏めて提案したものであり且つ一方罹災民側に於ては仮令少額と雖も之を望むこと甚だ急なるものがある今日の場合に於ては握り潰さずとも議会としては何とか最善の努力を尽すべきであったらうと思う然るに事茲に出でず遂に握り潰したのは如何に彼等が党略の爲に凶ること急にして我が同胞の利害休戚に冷淡であるかを語るものである。即ち議会としての成績を見れば衆議院は此の不幸なる多数の罹災者を眼前に控えながら相も変らぬ政争劇を一幕演じたに過ぎなかった」。

震災復興における後藤信平の壮大な計画と、それを覆した伊藤巳代治や政友会の言動は、少なくとも東京復興史から見れば、優劣は明らかである⁹⁾。復興のために忍従した後藤の態度は、止むを得なかったし、強硬論のように解散総選挙に訴えても、いたずらに時間を要しただけであったと思われる。一方、田と後藤の反目は、今のところ、よく分からない。ただ、不幸であったのは、巨額の資金を要する二大事業として競い合う関係にたったことであろう。

内閣の運命と後任探し

田農相は12月23日午前中に首相と会見して正式に辞表を提出し、竹内農商務次官も続いて辞表を大臣に提出した¹⁰⁾。同日正午、貴族院本会議の休憩時間中に緊急閣議が開かれた。農相の辞意は固いので「直に後任詮衡に着手する事に決定」した〔『萬朝報』12.12.24 夕〕。政府は解散も総辞職も回避し、一部改造によって難局を乗り切ろうとしたのである。

一方、内閣総辞職やむなしとみ、あるいは求める声があった。『報知』[12.12.23]は「遂に内閣瓦解の端か・この重々の威信失墜を如何」と論評した。

「この問題は決して農相の身の責任でない一割支払の声明書を発し被保険者に安心を与え農相が各保険会社に折衝し之が準備を為さしめたのは悉く閣議の決定によったものである。故に田農相がこの問題に対し自決するとせば総理大臣始め閣員一同が辞職せねばならぬ。ただ復興予算が大修正を加えられたに拘らず平然としてこれに屈従した山本首相以下は火保問題について責任を帯ぶの念慮がなかった様であった。…田農相の決心堅固でこれに応ぜざる場合はその後任を推薦して一部改造と出るかも知れない。併しこうなってはただ齧りつきたいというのみで政府の威信も失墜するから勢い政友会研究会等の作戦で山本内閣は遂に瓦解の運命に陥るだろ

うと観測されて居る」。

23 日午前 10 時、研究会の青木信光子爵は首相官邸を訪問、「約 1 時間にわたり密談凝議した」。要談の内容には口を噤んだが、「併しその口ふんに依り察するに」、と『萬朝報』[12.12.24 夕]は入閣の要請あるいは研究会からの適当な人物の推薦依頼を青木が謝絶したと伝えた。『読売』[12.12.24]も「研究会の現状及び山本内閣成立当初に於ける事情並に青木子〔爵〕年来の主張行動より見れば其の懇請を直に拒絶したものと察せられる」と述べた。また『東京朝日』[12.12.24]によれば、「他に然る可き後任者を物色し後任者を内定した上で田男の辞表奉呈の手続をとらんと専ら後任者の物色交渉を取り急いで居るが」、適当な人物が見当たらず、「結局一時は山本首相が農相兼務と云ふ事で当面を糊塗し他日徐ろに専任者を求むる事にならう看られて居る」。

しかし、「田農相の辞表を此儘何時迄も首相の手許に保留し且つ後任者も確定せずとあつては愈内閣の威信に関し政局をして一層紛乱に導くものであるから首相若しくは閣員に於て一時兼摂するの外なしといふに帰着し協議の末岡野文相の起立を促し文相も亦四圍の事情から観察して止むなきものとしこれを引き受けた」[『読売』12.12.24]。24 日午後 2 時、赤坂離宮において岡野敬次郎の親任式が行われた。

後任の岡野について『国民』[12.12.24]は、「明治 21 年より 34 年まで同省参事官官房長に歴任し伊東、林、平田、曾根の各大臣の下にありて省務に練達している関係もあり兼任農相の内心では文部の閑職に在るよりも農商務を主宰する方に幾段の望みを囑していると観るべき節がある殊に現行の保険法は岡野其人が参事官時代に制定したる程であつて今回の火保問題の解決などには田前農相に較べて遙かに超越したる手腕を有する事は疑ひのない事であるから山本首相の真意は寧ろ岡野氏をして専任農相たらしめ来るべき通常議會に於て至難問題であるところの火保問題を解決せしめんとするにあるは想像し難からざる処である」と観察した。また、別の記事で岡野は記者に「大抱負」を語つたという[『国民』12.12.24]。

「火保問題でつむじを曲げた田農相は綺麗さっぱり挂冠した、その日の午後農相のお鉢は前日田農相に留任勧告に出掛けた文部大臣の岡野敬次郎さんに廻つて来た、そして岡野さんは正にさうあるべきを予期した訳では決してないが『よし来たッ』と二つ返事で農相兼任を承諾した、つまり云ひかへれば権兵衛内閣の寿命を岡野さんが『うどん粉』みたやうにうなぎとなつて持ちこたへさせることになつたのである…記者の問ふに任せて重々しい閣下の唇は盛んに動き『内閣諸公の懇望と総理の使命を帯びて僕がお使ひ番になつたのさ、と云つてほかに人が無い訳ではなかつたが後藤ちゃん少し大き過ぎるしまア僕ならばつて訳だったのだ、が然し田の決意は固かつた、それでけふ午後のさうサ……一時過頃だったか院内で飯を食ひながら総理との間で話がきまつた訳だ、ナニ、きのふからさう内定しておいたのかといふのか、いや違ふほんとなにけふの午後が初めての話だ、ところで例の火保問題だが僕に意見を聞かれても困るけふの今夜で熟考の余裕がないぢやないか、が然し政府としてはけふ山本総理が議會で右に関する説明

を充分にして居るよ、これに対して三木はそれは絶対的なものかなんて云ったが、要するに火保問題は法律的に抛らず飽くまで道義的に解決せしむるがほんとうだ、田はあの案の説明に衝つて唯一のものだと云ったが、あの場合田以外の者でも仮りに僕を田の立場としてもああ答へるより外はあるまい然し審議中止になったのだから火保問題は更に一層考究すべき必要のある問題であることは論を待たない』と語ったが記者が辞するに際して懐手のままの閣下は又口を開いて『マア僕の兼任は要するに農相を欠員のままでは置けないといふ意味での兼任ではんの当分なのだから通常議会までに新たに農相が任命されないと僕健康と僕の知力では到底覚束ないことだ』とつなぎの本音を挙げて仕舞った。

評価

日本の社会は、責任を認めて潔く辞任したものは好意的に評価する傾向がある。田の場合にもそうだったと見えて、いくつかの好意的な論評が表れた。『大阪毎日』[12.12.24]は「吾等は田男に同情を表すると共に、その当然なすべき事を為した事を認むる…同法案の不成立は、田男が政治家として立たんとすれば、決して之を内棄て置くべきでない。自らその不明を謝し責を引いて職を辞すべきは、独り政治家としてばかりでなく、男として為さずには居られる事である」。ところが近代政治史を繙くと、大臣が政策を実現できないといって辞職した例はない。「その点において田男の辞表提出は蓋し異数ということが出来るだろう。吾等は田男の此当然の処置に賛成する」。ちなみに「異数」とは「他に例のないこと」[広辞苑]という意味である。

『国民』[12.12.24]「国民評壇」は「田男の肚の底は如何にもあれ、彼の心血を注いだ火保案が議会の容る所とならなかつた責任を負ひ、『他に是れ以上の代案なし』と云って桂冠したのは、確に責任を知る政治家の行動である。斯る行動をこそ立憲的と云ふべきである」と評価し、翻つて後藤信平を批判する。「後藤子の行動の如きはお話にならない。審議会で復興計画を滅茶々に縮小されても堂々と争ふことも出来ぬ癖に委員会では盛んに審議会の老人連をコキ卸し陰弁慶をきめている。又衆議院が更に復興案を縮小し自己の立脚せる復興院を廃止しても恬として其の地位に止まり閣議で解散説起るや自ら非解散派の張本となるなどは責任ある政治家の行動といふ事は出来ない我等は田男今回の勇退に鑑みて後藤子の出所の明快でないことを一層切実に感ずる」。

『萬朝報』[12.12.24]「言論」は火保法案の審議未了を「深く遺憾とする」と評した。政府の主旨は「被保険者の急を救い、一面以て帝都経済復興の一助たらんとするに」あった。火保案の欠点は修正すればよい。しかるに「何事ぞこれを審議延期に葬り去りたるか、その不誠意、その卑怯、その陋劣、真に唾棄すべき限りだ」。政友会を非難する一方、筆を転じて田を讃える。「内閣成立以来、百余日の間、とにかく火災保険問題を解決すべく努力した田農相の苦心は、全く水泡に帰した、いな田農相の面目は踏み躪られた、一片男子の骨ある者、何ぞ寸時としてその地位に止まることが出来ようぞ、果せるかな田農相は、決然辞表を提出した、田農相が政治家としての

責任を重んずる以上、辞職の道に出づるのは当然である、かくして田健治郎男は、政治家としての将来の生命がある」。

『萬朝報』[12.12.24] も他の閣僚には辛辣であった。後藤に対して「復興予算の大削減を加へられ、殊に復興院廃止に遭ひ、自然の結果として復興院総裁を免ぜられた後藤子は、到底内相の椅子に留まることが出来ぬ筈だ、それを猶ほ顧慮せずば後藤子は恥を知らざるにおいては田男に劣るものだ」と嘯み付き、井上蔵相には「田男の辞意表明は…他閣僚に向つての執るべき道、行くべき道を示したのである…井上蔵相はなほ何等顧みて恥るところなきか」と非難を浴びせた。内閣総辞職を求めた。「内閣は連帯責任である、田農相が辞職せる以上は、山本首相は直に辞表を捧呈せねばならぬ、即ちこの際における政府の執るべき態度は総辞職の一途あるのみだ、農相辞後において陣容を整へ、以て来議会に臨まんとするが如きは、恥を知らざるものだ、そもそも一世の風教を賊するの甚だしきものだ」。

Ⅲ. 各務協会長の辞任

1. 12月24日

各務の辞意

12月22日午後3時半、田農相は各務謙吉を院内大臣室に招致し、「政府としては最善を尽したのであるが事茲に至つた事を遺憾とする依つて協会側に於ても何分の善後策を講ぜられたし」と伝えた〔『読売』12.12.23〕。これに対し各務は「斯くなった以上何とも致し方ない然し会社としては出来るだけ協調を保つて行きたい」と答えた〔『国民』12.12.23〕。

この間、各務にも辞任の噂があった。「私の辞職に就ては大に考慮をしているが若し私が任意の行動を敢てすれば保険会社の過半は倒産するの外はあるまい故に私の地位は即ち一蓮托生であつて自分は総ての会社と行動を共にするより外はない」〔『国民』12.12.24〕。恐らく23日の時点では各務には辞職までの決意はなかつたのかも知れない。ところが、各務は24日午後6時「突如」として大日本火災保険連合協会長および日本火災保険協会委員長の辞表を提出した。

辞任に至る各務の心中はさまざまに付度された。『国民』[12.12.25]によれば、「政治問題と化して党略の具に供せられあの通りの運命に陥つたことは返す返すも残念である殊に本問題に就ては公に私に斡旋尽力の衝に当られた田男が政治上の責任を負ふて農相の椅子を辞されたに至つては私として何とも申やうはない」と各務は述べたという。しかし、「真の動機は協会所属会社中表面では支払案に賛成し乍ら裏面に廻つて極力政友会方面に運動し握り潰しを行はしめた裏切の事実を匙を投げたと見られている」。

『東京朝日』[12.12.25]によれば、各務の辞意は「表面」的には「再び協会として何等かの善後策を講ぜねばならぬ事に立至つたが、自分の如き不徳のものでは今後此の重大問題を解決する事が出来ぬ」ことであつた。しかし、同紙もまた「元来临時議会前に於ける関西側の元受12社は

最後に至って東京案に賛成して来たが、其実飽く迄該案の否決又は審議を未了とし1割支払を阻止せんと企て表面協会と一致の歩調に出でながら其裏面に向つては自ら捺印したる請願書の否決に運動して居るが如き形跡が」あった。のみならず「関東側でも協会側と歩調を一にして来たが実際会社の営業上の内容に照して例へ低利と雖も1割支払ふ事は困難であると云つて暗に関西側と款を通じて之又否決の運動に奔走して居った向きさへもある状態である」。

『報知(市内版)』12.12.26は「責を負うというのは表面上の理由にすぎずして実は東西火保業者の態度をこれまでに一致させるのには非常な苦心と努力とを要し加ふるに阪神同業者は各務氏に対する個人的反感から故意に反対し現に政友会の広岡宇一郎氏の如きは神戸海上と深い関係があるため岡崎社長の意を受けて政府案反対の急先鋒となつていたかくの如く火保業者自身が不誠意であつては今後の結束望み難しとなしいさぎよく火保協会長を辞したのである」。

この問題では、各務は関西の業者の説得に多大の努力を傾けざるを得なかつたが、関西側は絶えず裏面で反対運動を続けていた。それに対して各務は、『国民』[12.12.25]の見出しを借れば「裏切り連中にあいそ尽かし」をしたのであろう¹¹⁾。

各務個人や東京海上の立場を考慮したことは否定していない。先の『東京朝日』[12.12.25]によれば、「各務氏が今後斯かる会社迄も強ひて道連れとなす事は自個将来の爲めにも穩かでないのみならず東京海上会社の上よりも策の得たるものでないから寧ろ此際責任ある会長の椅子を辞し将来之が爲めに協会が分裂する暁には東京海上は各社の意向に依らず既に声明したる1割支払をなし一日も早く罹災被保険者と会社との関係を円滑ならしめ営業上の利益を計らんとするのであつて斯かる措置は会長として自己の会社のみ専断になし能はぬ事情があるから各務氏の辞表は22日田農相が議院大臣室にて辞意を洩らした際氏も辞意を覚悟したのである」。

説得も無駄

12月25日午前9時、新旧農相の引継ぎが行われた。その後10時から大臣初め農商務省挙げて各務の留任説得に乗り出した。ただし、情景は各紙毎に異なる。『報知』[12.12.26]によると、もし辞任を認めると「いよいよ火保問題は紛糾し取捨すべからざる状態に陥るであろう」と「2時間半にわたつて岡野新農相が懇々として意を翻すべく」次のように説いた。

「政府案は…来るべき通常議会には必ず通過せしむる自信がある世間には通常議会に提出される火保案は骨抜きとなり政党に迎合するものの如く伝えているけれどもそれは臆測であつて政府は今回の案の如く火保会社の意を十分汲める救済案を提出するつもりであるから誤解なきように願いたいしかも同案を提出するためには徹頭徹尾火保会社の結束的後援を要する然るに会長を失つては火保協会が四分五裂するのおそれがあるし当局としても非常に迷惑を感じるから是非思い止めて貰いたい」。

各務はこれに応じず、そこで「更に竹内農商務次官、鶴見局長、中松保険課長等入れかはり東

京海上を訪ふて留任を勧告したが断乎として斥けた」。

『東京朝日』[12.12.26]によれば、「鶴見商務局長中松保険課長が各務氏会長辞職を耳にし逸早く掛け付け各務氏と別室に於て懇談局長及課長より各務氏に対し極力留任勧告を努めたが各務氏の辞意は容易に翻がえす能はず11時一旦引返し午後1時に至り岡野農相より書面を以て各務氏を招致『此際会長の椅子を去られてた火災保険業界は到底一致の歩調を保つ能はず其結果は延いて多数被保険者にとり非常なる悪影響を企及するかも知れぬので兎に角本問題の解決迄辞意を保留せられたし』と懇談的に申出でたが各務氏は一旦之を拒否したるも最後に至り兎に角一応更に考慮すると云う意味を残して辞退した」。

『読売』[12.12.26]によれば「折柄出頭した各務保険協会長を直に大臣室に引見し竹内次官鶴見商務局長中松保険課長をも列席せしめて保険善後策に就て極秘裡に何事かを協議し」正午に及んだ。「火保善後に対する政府今後の方針は別問題として会社側の立場として先の臨時議会議に於ける火保案の論理点を可及的緩和して全然計画を新に樹て直すとすれば大体何の程度迄譲歩する事が出来るか考慮の上具体的な善後策を樹てて政府に提出せんことを求めた之れに対して各務会長は現在の所では未だ善後策を協議する所迄行って居ないから今暫く時日を藉され度しと希望し」て退出した。

新農相にすれば各務の辞任は寝耳に水の驚きであつたであろう。各務を欠いてはまとまるものも纏らなくなる。それにしても、報道のどれが本当のことを伝えているのであろう¹²⁾。

浮遊する火保協会

「中心点を失った協会は之れから先どふして維持するか夫れとも分裂かさなきだに暴れ模様の雲行きは愈益々險悪となって来た」[『国民』12.12.25]。25日11時半から評議会議が予定されていた。しかし、各務辞任の報は協会各社に衝撃を与えた。「評定会議はまず会議の中心を定めるに困難を感じるという有様である会場には11時過ぎてもまだ四五人の代表者がストーブを囲んでボソボソと不景気な話をして居るばかりで重立った連中は各務氏の自邸に留任運動に廻っているがとても見込がないらしい」。協議会議がやっと2時に始まると「まつ先に各務氏が辞任の挨拶を述べた。そのため火保問題の善後策を講ずべき協議会議は「変じて各務氏の留任方法を考究するの議場と化し」た[『報知(市内版)』12.12.26]。

各務の会長辞任挨拶後に協議に入ろうとしたとき、竹内農商務次官と中松保険課長が来場し、竹内次官は次のように述べたという。「前[任の]田農相は辞任に当って火保貸付法案を通常議会議に持越さぬことを言明されたが政府に於ては絶対に通常議会議に再提出せぬと決定してはいない従つて各社代表に於ても飽迄共同一致して政府と共に問題の解決に努められたい殊に各務氏に於ても此の場合会長辞任の意を翻して留任協力して貰いたい」。これに対し会社側より「政府の来議会議に於ける法案再提出上の対策並に決心如何、若し臨時議会議同様の運命に終りたる時は責任支出

を為して支払いを執行さるる確信ありや否や」等を質問した。しかし、「次官よりは別段の明答なく兎も角も協調一致を懇懇して同4時退場した」『読売』12.12.26。

その後も各代表は「交々立って」各務に留任を説いた。しかし、各務は拒絶し通したので、結局留任問題は有耶無耶にて何ら善後方法の協議を進むることなく6時に散会した。「斯の如く各務氏の留任は到底事実不可能のことであるが今の処直に後任会長を選定することなく有力なる委員数名を選んで今後の万般の交渉は委員の手に依り為すこととなるものの如くである」。

2. 12月26日

東京海上一割支払説

26日午前10時より東西協議会が予定されていた。しかし、再び業界を驚愕させる話しが持ち上がった。『国民』[12.12.27]によると、各務が三菱銀行と「密かに折衝」したことによって東京海上が年内に1割支払を執行する意向が明らかになったというものである。そのために「同業者一同は今更の如く狼狽し…協議会もソッチ除けとして東京海上に押寄せたが各務氏不在の為平生氏を包囲し2時間に亘りて強硬談判に及んだが結局要領を得ないでその俣となった」。

『報知』[12.12.27]の長文の記事によると、「協議会加入の各社は将来の営業上に大恐慌を来すものとし…協議会を開催せず委員会を開いてこれが阻止策を講じ差当り各務氏の真意を確むるの要ありとし午後1時より4時まで3時間に亘って委員十数名が東京海上専務室で膝詰談判を試みた」。委員側は「もしこの際東京海上のみが一割を支払うことになれば支払うこと能はざる40余社は一大脅威を感ずるのであるから是非一同と態度を同じふし協調して進めたい」と繰返し強要した。これに対する答えは辞任の真相の一端を示唆している。つまり、臨時議会で政府案を握り潰す理由として政友会は「真実に資産無き者へ低資を融通するのは幾分の意義あれども東京海上の如く資力豊富なるものに貸付くるの要なし」と主張した。そこで、自分のところがいきよく政府の援助なくとも一割支払を実行すれば、政友会の如き低資融通反対者は口実を失うこととなり、しかも自分の会社のみ立場からいうと、年内に支払った方が被保険者に対する忠実な行為になると信ずる。けれども諸君と協調を保って行くことには異存ないから、たとえ今日一割支払をしても、「今後の問題に対し相互扶助を要する場合は自分も敢て人後に落ちない」。ことここに至った理由はいうまでもなく「(1)政友会が阪神火保業者の不誠意なるセン動に乗って東京側の主張をくめる例の政府案を葬った為の反抗と(2)阪神側は表面こそ一割支払に賛意を表しているものの腹の中はむしろ反対意見を有しているためこの際率先して支払を実現し彼等の鼻をあかしてやろうとするにあり(3)尚東京海上としては資力豊富なる上に罹災契約高は僅か3千万円見当でこれが一割300万円程度は何でもないことであるから、むしろ各社と連帯して政府より借金するなどは快しとしない」。

『大阪朝日』[12.12.27]も同じことを伝えた。すなわち、政友会の議員が委員会において、低

利融資を必要としない会社が政府から借りて支払うのは「不道義」と主張した、東京海上としては「事実上1割の支払は会社の財産にて出来得るから是等の謗を免るるため進んで1割支払の範を示すこととし」た、しかし「会長の椅子にありてこれをなすことは不穩当であるから辞任し協会会員として支払をなす」というのが会長辞任の原因の一つである、と。こうしたからといって協調を破ることはない。「協議会員中には事実にて支払の意思なくただ荏苒として日子を経過し1割案を有耶無耶の裡に葬らんとするの無責任の会社さへある模様である」、そうならば「被保険者に対し非常なる悪影響を及ぼすのみでなくそれがために将来の営業上に於ても弊害続出するから東京海上は進んで被保険者並に政府筋の疑惑を解くため支払ふことに内定した」と。

これでは、火保法案を握り潰した政友会への意趣晴らしであり、関西の業者への当て擦りであった。本稿の筆者は、各務ほど火保法案の非合理性を内心嫌ったものはいなかったのではと推測しているが、しかし、4ヶ月にわたる苦闘とその成果が政略によって敗れたことが各務にこうした行動を取らせたのであろうとも推測する。但し、火保法案に反対し続けた関西の業者の言い分に正当性があったことは否定し得ない。

さて、26日の協議会は「有耶無耶の裡に流会」となったが、午後7時、二三名の委員が農商務省に竹内次官を訪問した。訪問の目的は、東京海上の1割支払が実現すると他社は窮境に陥るのみならずそのために協会が結束を欠き将来の営業上に一大支障を来すから「監督官庁として飽までこれを阻止して貰いたいといふ意味の懇願的陳情」を行うことであった。竹内次官はこれに対して「営業の範囲に於ける業務の支払であるならば監督官庁として容喙する権能を持ってをるが大震害に対する同情より起った見舞であるからこの行為に対しては寧ろ政府の意思の発露であるからこれに対し彼是請求することは不可であると信ずる」と意見を述べた。そのため各社は「頗る狼狽して」27日午後4時より協議会を続開することにした〔『大阪朝日』12.12.27〕。

3. 12月27日

27日午後4時、協議会が始まった。会長辞任の善後方法を協議したが、各務の辞意が固いため止むを得ず会長は空位のままとし、かつ東京海上の単独1割支払いはこれを差控え各社協調一致して問題の解決に当ることになった。さらに今後の問題を審議するため、12社から特別委員を選んだ。なお、会長空位の間連合協会の代表者は現副会長たる「ノールウチュオン社のプラット氏を以てすることに決した」。この日を以て年内の協議を終えた〔『読売』12.12.28〕。

歳末ぎりぎりになって大成火災の一割支払が決行された。「協会外の大成火災海上保険会社では先に農商務省からの慫慂もあったので此際議会の形勢がどうあらうとも率先して1割の見舞金を比較的小額の5千円以下契約者に対して贈ることに株主会議で決定し今30日より丸ノ内三菱21号館二階の同社東京支店で支払ふこととなったが5千円以下の分だけの合計は約70万円に達し総額7万円を見舞金として支出する訳であると」〔『国民』12.12.30〕。これも、東京海上の単独支払

を決意させる原因の一つであった。

IV. まとめ

『大阪朝日』[12.12.29「財界を顧みて・大崇りの保険界」]は、「地道をたどって来た保険界に這般の震災は全く寝耳に水という態である。殊に桑港震災にからき経験を嘗めて来た損害保険業にとっては火保問題こそ地震以上の大事件であったに相違ない」とこの一年を纏めて見せた。要領よく火保問題の本質を突いているので、以下、全文を引いておく。

「問題は当局の保険業に関する無智に始まるといってよい。恐ろしい程の人命財産の傷害に直面しては或は無理でなかったかも知れないが、保険其のものの性質に考え及ぼさない当局の判断は余りに軽率であった。保険契約を通じて観た震災損害 21 億円に対し会社の資産は九牛の一毛にも当らない。罹災被保険者救済の為に保険金全払はあわれにも政府自らの負担に於て契約高の一割という僅かな涙金に切り下げられたのも蓋しやむを得まい。

一割の 1 億 8 千万円といっても会社にとっては莫大な借金に違いない。協会会社の内輪揉も是亦蓋しやむを得ぬ所であった。殊に問題が保険契約を超越して居ただけに、兎角個々借入の関東案と共同借入の関西案とが折衷されて政府案が出された事は僅かに罹災被保険者の期待を継ぎ得た訳である。かくして臨時議会に提出されたのが火保貸付法案である。

併し 1 億 8 千万円は国庫にとっても少なからぬ負担であり殊に二分の低率では年々みすみす損する利子の額でも少なからぬもので夫だけ国民の負担を二重にする訳である。又国民の負担に於いて罹災者中の僅少な部分に過ぎぬ被保険者をのみ救済するは不公平である。夫れに会社の考課状の問題、一律支払は徒に有産者を賑わすに過ぎず見舞金支払は訴権の放棄を強要する、見舞金は被保険者の手に渡る事少し。会社の能力によって弁済は不確実であると言う様な難問題に、政争の感情問題も手伝って遂に同案塩漬となったのも無理から出発した問題だけに或は当然の帰結であるともいえよう。

かくして被保険者の期待は全然裏切られた訳であり、会社としても一割払を声明した手前抜差しならぬ仕様に立至り徒らに後始末に弱る許りである。竜頭蛇尾に終るとは此の事に違いない。政治問題、社会問題の間に三箇月間もゴツキ廻された火保会社に取り大正 12 年はよくよくの厄年に相違ない。然し洗い浚い其内懐を暴露した事は会社の整理と発展に資する事となろう、転禍為福の途はいくらでもある」。

関東大震災後の保険金騒動は、為政者の無知による誤解が出发点であったと推測される。その無知を取り繕うために火保会社へ巨額の支払を強請した。しかし、逆さにして振っても被災保険金額の 10%を支払うことさえできないと分かった。そこで、国庫から貸付けることにした。被保険者の方も次第に保険金を当てにするようになり、要求運動が熾烈さを加えた。元来、契約上権利があるかないか分からないにも拘らず、また保険の仕組みから見て全くの不可能事であるにも

拘らず、全額支払いを強要する向きもあった。火保法案は、こうした無知と誤解と強欲の上に成立した。幸か不幸か政友会の党略によって握り潰され、まず担当大臣田健治郎が、次いで協会会長各務謙吉が辞任した。事態は山本内閣と新大臣岡野敬次郎の手によりそのまま通常議会へ持ち越されるはずであった。

ところが、12月27日に起きた虎の門事件によって山本内閣は12月29日に総辞職に追い込まれた。それと共に4ヶ月にわたる火保問題の第一幕が降りたのである。この問題は、大正13年の新年到来とともに新内閣の下で第二幕を迎える。稿を改めて取り上げることにしよう。

文献および注

- 1) 田健治郎伝記編纂会『田健治郎伝』伝記叢書47,大空社,1988,pp.553-4によれば、11日までに「既に茶話会、公正会、同成会、研究会、無所属団、政交倶楽部を歴訪して貸し付け法案の説明を終った」。しかし、衆議院、特に政友会にはまだ「弁明」を終えていなかった。
- 2) 政友会は握り潰しについて詳細な「陳述書」を発表した。『東京朝日』『大阪毎日』[12.12.23]
- 3) このときの田の発言は『国民』[12.12.23「火保握り潰しに対する田農相の意思表示・衆議院火保委員会にて』』『大阪毎日』[12.12.23「少くも余は通常議会へ再提案を好まぬと田農相語る』』『東京朝日』[12.12.23「拙速の他途無し・委員会に於ける農相声明の速記』』に全文が収録されている。
- 4) 前掲『田健治郎伝』p.555によると、田の辞意に対して山本首相は「已むを得ずと頷諾した」。
- 5) 『萬朝報』[12.12.24「農相の辞職で内閣強固・一部の観測』』によれば、「殊に田農相は内閣にあっても妙な立場にあり、所謂内閣不統一の中心人物であった、山本内閣がその辞去に依ってムシ歯を抜き取ったようなもの」と評す向きがあったという。
- 6) 『二六新報』[12.12.25]に「市民の公敵たる政友会を撲滅せよ・赤坂山王台に集った罹災民が血の叫び」という記事がある。「普選即行綱紀肅正で愛国国民大会と銘打って大踏社一新舎新日本建設同盟天誅社大亜細亜協会、無産者参政同盟等を打って一丸とした横暴政党撲滅の叫びは24日午後1時から赤坂山王台で開催された出席弁士は永井柳太郎中野正剛田淵豊吉中野寅吉佐々木照山横山勝太郎氏等外十数名頭頭議長の推薦宣言決議実行委員の選挙等あって後大演説会に移ったその弁士の口より叫ばれし◇皆これ百万罹災民を代表してその真情を吐露したもので市民の公敵政友会が党略の前に復興予算の大修正を行い新帝都建設の上に魔の如き大鉄槌を投げ非国民態度を糾弾し併して火保案をすら握りつぶし罹災民を千じんの崖下に突落とした冷血振に非を鳴らし拍手沸くが如き盛況を呈した聴衆は内閣の意久地なきを罵るよりも皆それぞれに政友会横暴をのろった」。
- 7) 各紙に詳細な議事の経過が紹介されている。
- 8) 『国民』[12.12.24]によると、「傍聴席も3分の入り議場頗る緊張を欠く」。
- 9) 後藤信平の復興計画とその実現過程については、越沢明『東京の都市計画』岩波新書,1991；同『復興計画』中公新書,2005；石田頼房編『未完の東京計画』ちくまライブラリー,1992
- 10) 前掲『田健治郎伝』p.555によれば、「依願免官」は24日に認められた。
- 11) 握り潰しの情勢が伝わりと関西の業者は「寧ろ得意ノ色アリ、揚々トシテ我事成レリノ氣配ヲ示シ」、火保協議会からの脱退を仄めかす者もいた、と平生鈞三郎日記12月22日の項にある。『平生鈞三郎日記抄』

下巻,同朋舎,1990,p.161。また12月25日[同,p167]の項には、議案の可決を待っていたところ、「何ゾ測ラン、四百余ノ会社中ノ三、四ノ会社ノ重役ハ、或ハ小冊子ヲ議員間ニ配布シ、或ハ私状ヲ寄セ、或ハ人ヲ派シテ、政府案打破ノ運動ヲ試ミ、遂ニ政友会ヲシテ審議未了ノ名ノ下ニ握潰サシムルコトニ終ラシメタル」と書き、協議会で辞意を伝える各務の「其言ヤ肺肝ヨリ出デ、聴者ヲシテ、敗徳漢ニ対シテ憤怒ノ感ヲ深カラシメタルナリ」と書いている。

12) 宇野木忠『各務鎌吉』昭和書房,1940,p.181 以下数ページを費やして説得の情景を書いている。

本稿関連日程表

- 12月17日 握りつぶしの気配
- 12月18日 政府、一蓮托生主義を確認
政友会、火保案の「握り潰し」にほぼ決定
田、農商務省奔走
- 12月21日 関西側、上京要請を受諾
夜 政友会最高幹部会
- 12月22日 09時 田、井上等と善後策協議
午前中 田は山本首相に官邸で辞意表明
10時 政友会、院内控室で打合せ
01時30分 火保委員会開会—審議打ち切りに決定—2時55分閉会
火保委員会終了後 田は山本首相へ辞表を手交。首相は「一蓮托生主義」を説く。
15時30分 田は各務を招致、事情を話す。
19時30分 臨時閣議。田農相は正式に辞表提出。
20時30分 田農相、単独で閣議を辞し官邸へ引き揚げる。
21時30分 岡野文相は閣議を中座し、農相に翻意を説得。
22時20分 閣議散会
23時 岡野文相、1時間半にわたる説得を断念
- 12月23日 08時40分—09時50分。田農相は官邸に首相訪問、1時間に亘り会談
09時—10時05分、研究会青木信光、官邸に首相訪問。農相就任を断る
12時 貴族院本会議休憩中、院内に緊急閣議を開き後任に岡野文相任命
13時25分—17時40分 衆院本会議
- 12月24日 11時 東京側会合、善後策を協議
13時 (東京側会社の協議会を予定)
14時 岡野農相、赤坂離宮に同候、親任式。
18時 各務は協会長の辞表を波多野書記に提出
- 12月25日 09時 岡野新農相と田前農相の引継ぎ
10時 鶴見商務局長、中松保険課長東京海上に各務を訪問
10時 火保側、委員会を設置し各務辞任の善後策を協議
11時 岡野農相、各務を農商務省に招き会談
11時30分 東西協議会開会の予定、実際には14時(～18時)

- 14 時 各務、東西協議会で退任の挨拶
続いて竹内次官、中松課長が東西協議会で挨拶（16 時退場）
- 15 時 30 分 竹内農商務次官、東京海上に各務氏と会見し留任を勧告
- 12 月 26 日 13 時－16 時 協会委員、各務を専務室におとない膝詰め談判
- 18 時 協議会は開催されず
- 18 時 30 分 長松が座長として協議に入ったが直ちに休憩を宣す
- 19 時 小委員の二三名が農商務省に竹内次官を訪問
- 12 月 27 日 虎の門事件
- 16 時 30 分 火保問題の善後協議総会
- 12 月 29 日 山本内閣総辞職